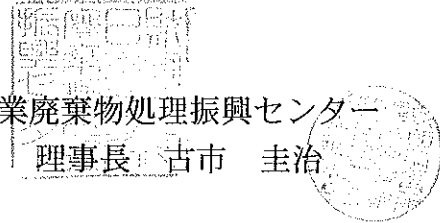




日廃振セ発第474号  
平成19年9月14日

(社) 全日本病院協会  
環境・廃棄物ご担当部局長 殿

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
理事長 古市 圭治



電子マニフェスト普及促進キャンペーンの期間延長について (ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当「日廃振センター」の事業の推進につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「日廃振センター」では、平成20年度普及率30%、平成22年度普及率50%の普及目標の達成に向けては、迅速な加入促進が重要となっているところから、昨年度に引き続き、加入料を無料とする普及促進キャンペーンを平成19年4月1日から平成19年9月30日までの期間で実施しているところですが、更に加入促進を図るため、実施期間を平成20年1月31日まで延長することといたしました。

また、先にご案内したとおり、少量排出事業者団体加入制度を平成19年10月1日から導入いたしますが、これに係る申込み手続き等の詳細をJWNETホームページに掲載しておりますので併せてご案内申し上げます。

つきましては、標記について、貴団体傘下会員へ周知並びに電子マニフェストの普及促進にご協力賜りますようお願いいたします。

<添付書類>

電子マニフェストに関するお知らせ

**【問合せ・連絡先】**

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
情報処理センター

電話：03-3668-6513 F A X：03-3668-7323

# 電子マニフェストに関するお知らせ

## 電子マニフェスト普及促進キャンペーン期間を延長します。

電子マニフェスト普及促進キャンペーン期間(平成19年9月30日まで)を平成20年1月31日まで延長します。なお、本キャンペーンは、今回の延長をもって終了することとしていますので、是非、この機会にご加入ください。

実施期間	平成20年1月31日まで		
対象者	キャンペーン期間中の加入者及び加入申込者(期間内消印のある加入申込書を対象とします。)		
特典 (加入料無料)	<加入料>		
	●排出事業者	A料金 5,250円 ⇒	無料
		B料金 3,150円 ⇒	無料
	●収集運搬業者	5,250円 ⇒	無料
	●処分業者	5,250円 ⇒	無料

注1) 本キャンペーンによって加入していただいた場合、「加入料」は無料となりますが、「基本料」及び「使用料」は加入申込書に記載された「利用開始希望日」から課金されます。

注2) 加入申込書に記載していただく利用開始希望日は、加入申込み日から6か月以内とさせていただきます。

## 少量排出事業者団体加入制度が導入されます。

平成19年10月1日から医療業(診療所)、ガソリンスタンド等の少量排出事業者の皆さんがまとめて加入した場合は、B料金の基本料を不要とする従量制の料金(少量排出事業者団体加入料金)とすることができます。

本団体加入は以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ① 排出事業者の加入者数が30以上であること。
- ② 利用代表者を指定すること。
- ③ 利用代表者は、支払代行者(注)として必要な手続きを取り、団体加入した個々の加入者の利用料金を支払うこと。(年1回、更新時に利用代表者に利用料金を請求します。)
- ④ 情報処理センターからの運営上のお知らせは、原則として、利用代表者に連絡するものとし、当該利用代表者が団体加入した個々の加入者に伝達すること。

(注)支払代行者とは、JWNET加入者の利用料金を代行して支払う方です。

### 排出事業者利用料金

料金区分	少量排出事業者 団体料金	参考(現行の排出事業者利用料金)	
		B料金	A料金
加入料 (加入時のみ)	3,000円 (税込3,150円)	3,000円 (税込3,150円)	5,000円 (税込5,250円)
基本料 (年額)	不要	40件まで 2,000円 (税込2,100円)	25,000円 (税込26,250円)
使用料 (登録情報1件につき)	60円 (税込63円)	41件から 60円 (税込63円)	10円 (税込10.5円)
年間登録件数によりメリットがある料金区分	33件以下	34~508件	509件以上

少量排出事業者団体加入の申込み手続き等の詳細につきましては、JWNETホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

○更新時にA料金、B料金、少量排出事業者団体料金の変更ができます。

環境省 資源循環政策推進課



お問合せ先：(財)日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

TEL：03-3668-6513 FAX：03-3668-7323